

農 業 だ よ り

令和9年産「つや姫」生産者募集要項

山形「つや姫」ブランド戦略推進本部より令和9年産つや姫の生産量が示され、県全体で 10,800ha と前年比で 100ha の増となりました。このうち、新庄市における増加分は 3ha となっております。

若干の募集ではありますが、新規作付の希望及び既存作付面積の変更等に関しては、所属する生産者組織へご相談ください。

募集締切：令和8年9月 11 日(金)（認定申請書の提出期限）

1.基本要件

- (1)栽培適地内の水田において栽培すること。
- (2)栽培マニュアル及び品質・食味・栽培基準を遵守すること。
- (3)種子の再譲渡と自家採種を行わないこと。
- (4)収穫物は自家消費を除き全量出荷(販売)すること。
- (5)「つや姫」出荷基準基本方針に基づき自主仕分けに取り組むこと
- (6)つや姫ブランド推進に係る各種制度・提出物の遵守、「つや姫」のブランド化の推進に協力すること。

2.面積要件

- (1)稲作を経営の柱とし、水田経営面積が3ha 以上であること。
- (2)「つや姫」の最低作付面積が概ね 60 a 以上(有機栽培の場合は 20a 以上)であること。

3.栽培要件

有機栽培、特別栽培のいずれかを行っていること(第三者からの認証が必要)

4.販売要件

集荷団体へのお荷等、具体的な販売(出荷)計画を有していること(販売計画書の提出が必要)

5.その他

市農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力していること。

上記要件のすべてを満たす生産者が優先されます

※このほか、上記のうち面積要件を満たさない場合の認定(中小規模生産者の特別認定)についても、所属する生産者組織へご相談ください。

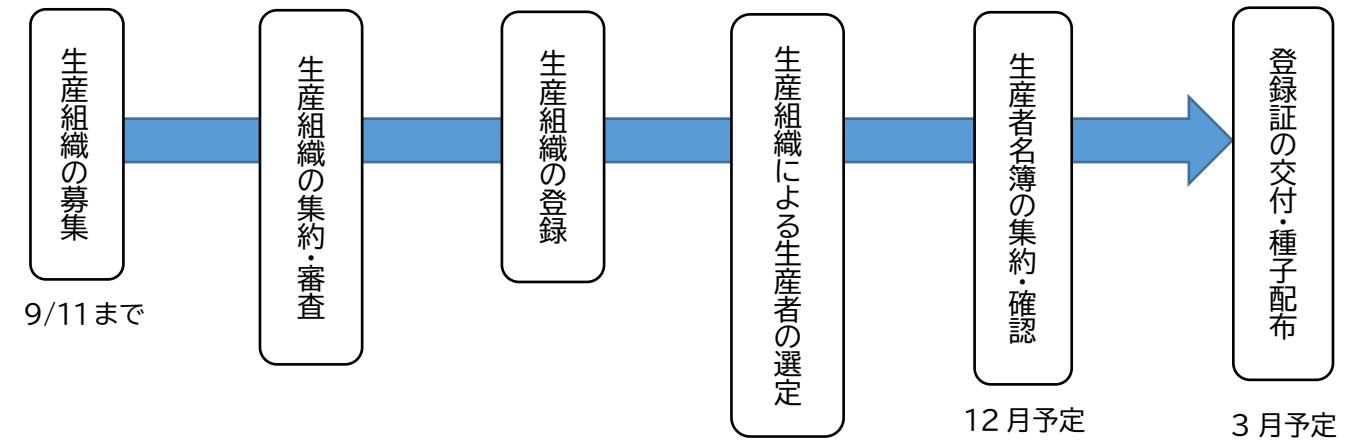
令和9年産「雪若丸」生産者募集要項

令和9年産の「雪若丸」の生産組織の募集が開始されます。

募集締切：令和8年 9 月 11 日(金)

「雪若丸」は「つや姫」と異なり、生産組織を登録し、登録された生産組織が生産者を選定する仕組みとなります。詳しくは、出荷している集荷業者(JA、米集業者など)にお問い合わせください。

【雪若丸の生産登録フロー】



【生産組織の要件】

- ①JA等の水稻部会、3戸以上の農業者で構成する組織、農事組合法人等で、定款又は規約を有していること。
- ②生産組織が有する水稻作付面積が 10ha 以上であること。
- ③生産組織の構成員全てが、市農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力していること。
- ④「雪若丸」の具体的な販売計画を有すること。
- ⑤「雪若丸」の種子の再譲渡や自家採種は行わないこと。
- ⑥「雪若丸」ブランド化戦略の推進に協力すること。



【栽培要件】

- ① 栽培マニュアルに基づいた栽培を行うこと。
- ② 生産戦略に掲げるガイドラインに基づく生産方式を生産組織が設定し、責任を持って栽培管理を行うこと。

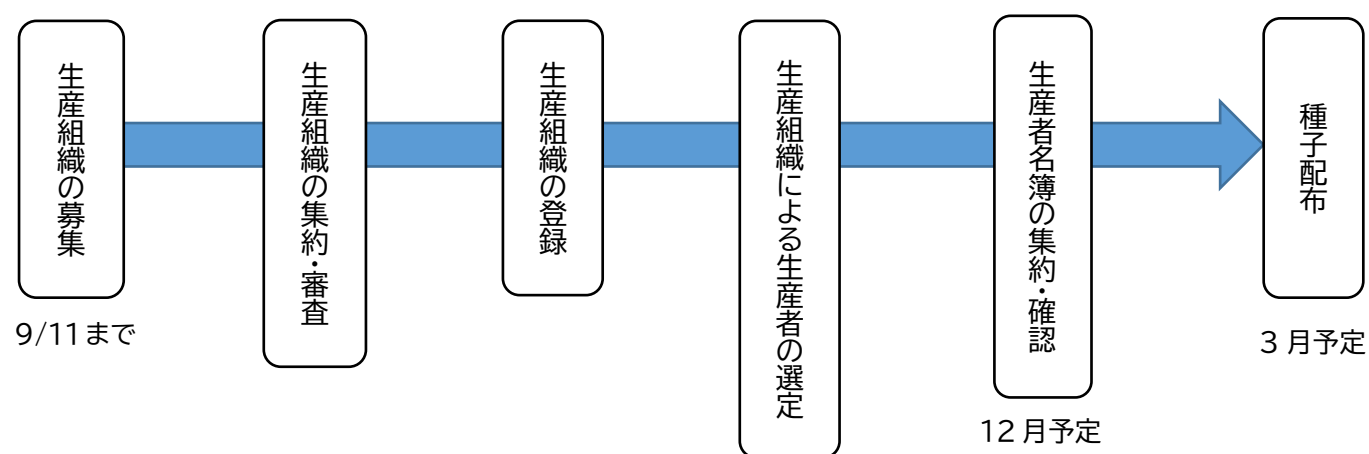
令和9年産「ゆきまんてん」生産者募集要項

山形「つや姫」ブランド戦略推進本部より令和9年産ゆきまんてんの生産量が示され、県全体で700ha程度となり、令和9年産の生産組織の募集が開始されます。

募集締切: 令和8年9月11日(金)

「ゆきまんてん」は令和9年度から作付開始となり、県全体の面積が限られているため、暫定的に「雪若丸」と同様に、生産組織を登録し、登録された生産組織が生産者を選定する仕組みとなります。詳しくは、「雪若丸」を出荷している集荷業者(JA、米集業者など)にお問い合わせください。

【ゆきまんてんの生産登録フロー】(暫定的)



【生産組織の要件】

- ① JA等の水稻部会、3戸以上の農業者で構成する組織、農事組合法人等で、定款又は規約を有していること。
- ② 生産組織が有する水稻作付面積が10ha以上であること。
- ③ 生産組織の構成員全てが、市農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力していること。
- ④ 「ゆきまんてん」の具体的な販売計画を有すること。
- ⑤ 「ゆきまんてん」の種子の再譲渡や自家採種は行わないこと。

【栽培要件】

- ① 栽培マニュアルに基づいた栽培を行うこと。
- ② 生産戦略に掲げるガイドラインに基づく生産方式を生産組織が設定し、責任を持って栽培管理を行うこと。

※主食用米に限定せずに、非主食用米(加工用米・新規需要米等)としても生産可能とする。

※生産者の選定については、市を介さず、山形県との調整となります。

農作業中の熱中症に注意しましょう！ ～熱中症は適切な予防をすれば防ぐことができます～

農作業中の熱中症事故が多発しており、これからの時期は熱中症のリスクが高くなっていきます。適切な予防を心がけ、周りの人とお互いに声をかけ合うようにしましょう。山形県では、今季初の「熱中症警戒アラート」が発表されました(8月7日時点)。「熱中症警戒アラート」とは、環境省より発表され、熱中症の危険性が極めて高くなると予測される場合に、熱中症の警戒を呼びかける情報です。環境省の『熱中症予防情報サイト』や新庄市公式 LINE の情報を常に確認し、今一度熱中症への対策を心がけましょう。

参考:環境省熱中症予防情報サイト(<https://www.wbgt.env.go.jp>)

○注意事項

- ①暑さの感じ方は人によって異なります！高齢の方は特に注意が必要です！
 - ・熱中症患者の大多数は65歳以上の方です。年齢を重ねると暑さや水分不足に対する感覚機能が低下し、暑さに対する身体の調整機能も低下していきます。
 - ・自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に合わせて、万全の予防を心がけましょう。
 - ・のどの渇きを感じていなくてもスポーツ飲料や経口補水液等でこまめな水分・塩分補給をし、暑さを感じなくても、日陰等を利用し、こまめな休憩をとるよう心がけましょう。
- ②周りが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です。
 - ・単独作業を極力避け、二人以上の作業を心がけましょう。熱中症の予防を呼びかけ合うことで、熱中症の発生を防ぐことや、早期の発見に繋げることができます。
- ③節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようにご注意ください！
 - ・節電を意識しすぎるあまり、健康を害することのないようご注意ください。
 - ・気温が高い日や湿度の高い日には、決して無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使用するようにしましょう。

○熱中症の予防方法

【暑さをしのぐ服装】

・帽子の着用 ・通気性の良い衣類、ファン付きウェア等の着用

【休憩、水分・塩分補給】

・作業前、作業中のこまめな水分・塩分補給 ・こまめな休憩

【熱中症になりにくい環境】

・ハウスや畜舎等の換気 ・遮光や断熱材の施行等による温度上昇の防止
・気温の高い時間は外での作業を控える



○熱中症になった時の処置は

1. すぐに作業を中断し、涼しい場所に避難する。
2. 衣服をゆるめ、身体を冷やす。
3. 水分・塩分を補給する。
4. 自力で水を飲めない、意識がない等場合は、直ちに救急隊を要請しましょう。



早い対処は快復への近道です。疑いを感じたらすぐに対処しましょう。